

2001年11月8日  
(平成13年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横尾裕夫

国民年金相談業務、国民年金資格業務、国民年金保険料免除業務、  
拠出年金給付業務に係るコンピューター利用について（答申）

2001年（平成13年）10月3日付けで諮問された、国民年金相談業務、国民年金資格業務、国民年金保険料免除業務、拠出年金給付業務に係るコンピューター利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピューター利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、地方分権一括法が施行されて、国民年金法が改正されたため、国民年金業務は国の直接執行業務となったが、市町村の法定受託業務として「相談業務・資格業務・保険料免除業務・拠出年金給付業務」の4業務が残ったため、業務遂行のために、社会保険庁（社会保険業務センター）から必要な情報をコンピューター端末によって情報検索し、取得することとなるため、コンピューター利用について諮問するものである。

なお、利用目的は検索のみであって、入力やプリントアウトは一切できない。また、安全対策については、社会保険庁は、登録された電話番号からの受信しか受け付けないように規制をかける。市側は、社会保険庁から供与される専用端末のため、庁内のコンピューターとは一切結ばず、そこへのアクセスも、国民年金を担当している職員のみが、専用ICカードとパスワードによってのみできるシステムを導入し、万全を期す。

### 3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

#### (1) コンピュータ利用の必要性

国民年金業務が国の直接執行業務となったものの、4業務が法定受託業務として本市に残るため、業務遂行のために社会保険庁から供与されるコンピュータ端末を利用せざるを得ず、コンピュータ利用の必要性は認められる。

#### (2) 取り扱う個人情報の範囲

4業務を遂行するに当たり、必要とする個人情報の範囲は、別紙のとおりであり必要最小限であると認められる。

#### (3) 他のファイルとの結合

導入される端末機は、社会保険庁とのみつながっており、庁内の一切のコンピューターと結合しないため、個人情報が加工されないと考える。

#### (4) 安全対策

社会保険庁は、登録した電話番号からの受信しか受け付けないため、不正にアクセスできないような対策を講じており、本市は「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」の遵守と、国民年金担当職員が専用ICカードを使用し、パスワードを入力することによってのみアクセスできるシステムを導入することから、安全対策が講じられていると認められる。

以 上